明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一九）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二七八）　一

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二七九）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**二八〇）　五

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**二八一）　六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二八二）　七

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**二八三）　七

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（**同**二八四）　一〇

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**二五六）　一〇

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**一三四三）　二六

○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**同**一三四四）　二九

○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**九三五）　四〇

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める件の一部を改正する告示（**同**九三六）　四四

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　四四

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五

会社その他

会社決算公告　四七

省令

○厚生労働省令第百十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～二百四十八　（略） 二百四十九　炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム） 二百五十～四百七十三　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～二百四十八　（略） （新設） 二百四十九～四百七十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。